

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（金銭債権の証書の範囲） 第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書 二〇七 （略） （業務運営に関する措置） 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一〇六 （略） 七 第七十四条第一号及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、イ又はロに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（以下「運用報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置 イ 第七十四条第一号に掲げる保険契約 一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月	（金銭債権の証書の範囲） 第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号において同じ。）の預金証書 二〇七 （略） （業務運営に関する措置） 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一〇六 （略） 七 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

）を超えない期間

ロ 第七十四条第三号に掲げる保険契約 一年

七の二～十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 厚生年金基金が、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

ロ 厚生年金基金から厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げず、若しくは表示しないことを確保するための措置

2
～
4 (略)

七の二～十 (略)

(新設)

2
～
4 (略)

5

第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該書面の基準日までの期間をいう。

（新設）

（運用報告書の記載事項）

第五十三条の二 運用報告書（法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）

（新設）

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号並びに次項各号に掲げる事項については、保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家である場合は、この限りでない。

一 当該運用報告書の対象期間（前条第五項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）

二 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

三 特別勘定に属する財産の運用状況の推移

四 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

五 当該運用報告書の基準日の翌日以後における運用方針

六 当該保険会社等がその業務又は財務に関する外部監査を受けて

いる場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）

が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第五号において「ファンド資産」という。）の運用に係る業務を行う者、ファンド資産の保管に係る業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者（次号及び第四号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、

住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四 ファンド関係者間の資本関係

五 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合には当該外部監査を行う者の氏名又は名称

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法第三百十條第五項(基金の業務)及び第三百三十條の二第一項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロゝカ (略)

二・三 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三百三十條第五項(基金の業務)及び第三百三十條の二第一項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロゝカ (略)

二・三 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一〇九 (略)	一〇九 (略)
九の二 当該特定保険契約が法第一百八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、次に掲げる事項	(新設)
イ 運用の基本方針	
ロ 当該保険会社等の業務又は財務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあっては、当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要	
十〇十四 (略)	十〇十四 (略)
十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十三条の二第二項各号に掲げる事項とする。	
2 (略)	2 (略)
(契約締結時交付書面の記載事項) 第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及	(契約締結時交付書面の記載事項) 第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及

び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。 一〇六（略） 六の二 当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連続型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度 七（略） 2（略）	び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。 一〇六（略） （新設） 七（略） 2（略）
---	--